

**発注関係事務の運用に関する指針  
改正骨子案 説明資料**

# 「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（1／3）

## ★改正のポイント★

品確法の改正を踏まえ、下記の4つポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

**災害時の緊急対応の充実強化** **働き方改革への対応** **生産性向上への取組** **調査・設計の品質確保**

(H26制定時)

(改正骨子案)

(改正事項)

### I. 本指針の位置付け

### II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

#### 1. 発注関係事務の適切な実施

- (1) 調査及び設計段階
- (2) 工事発注準備段階
- (3) 入札契約段階
- (4) 工事施工段階
- (5) 工事完成後
- (6) その他

(新規)

- 1 工事
  - 1-1 工事発注準備段階
  - 1-2 工事入札契約段階
  - 1-3 工事施工段階
  - 1-4 工事完成後
  - 1-5 その他

- 2 測量、調査及び設計業務
  - 2-1 業務発注準備段階
  - 2-2 業務入札契約段階
  - 2-3 業務履行段階
  - 2-4 業務完了後
  - 2-5 その他

#### 2. 発注体制の強化等

- (1) 発注体制の整備等
- (2) 発注者間の連携強化

- 3 発注体制の強化等
  - 3-1 発注体制の整備等
  - 3-2 発注者間の連携強化

#### 働き方改革への対応

- 適正な工期設定
- 計画的な発注や施工時期の平準化
- 工事中の施工状況の確認等

#### 生産性向上への取組

- ICT技術の活用を含めた最新の積算基準を適用
- 3次元データ等を積極的に活用
- 関係者間での情報共有システムの推進

#### 調査設計の品質確保

- 業務の性格に応じた技術提案の評価内容の設定

#### 働き方改革への対応

- 計画的な発注や履行時期の平準化

#### 生産性向上への取組

- 電子納品のオンライン化を積極的に推進
- データ連係基盤を構築

#### 法改正に基づき改正

- 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制
- 発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進

# 「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要(2/3)

(H26制定時)

(改正骨子案)

(改正事項)

## Ⅲ. 災害時における緊急対応

### 1 工事

1-1. 災害時における入札契約方式の選定

1-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

- (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
- (2) 発注関係事務の効率化
- (3) 復興・復旧工事の担い手の確保
- (4) 迅速な事業執行
- (5) 早期の復旧・復興に向けた取組

### 2 測量、調査及び設計業務

2-1. 災害時における入札契約方式の選定

2-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

- (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
- (2) 発注関係事務の効率化
- (3) 復旧・復興業務の担い手の確保
- (4) 迅速な事業執行
- (5) 早期の復旧・復興に向けた取組

### 3 建設業団体や他の発注者との連携等

(新規)

#### 災害時の緊急対応の充実強化

- 災害時における入札契約方式の選定
  - ・ 随意契約
  - ・ 指名競争入札
- 実態を踏まえた積算の導入
- 一括審査方式の活用
- 事業促進PPPの活用

# 「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要(3/3)

(H26制定時)

## Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

(新規)

## Ⅳ. その他配慮すべき事項

(改正骨子案)

## Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
  - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計業務
  - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

## Ⅴ. その他配慮すべき事項

- 1. 受注者等の責務
- 2. その他

(改正事項)

近年の取組事項を反映  
○ワークライフバランス等推進  
企業の評価項目の設定  
○ISO9001を活用した品質管理

調査設計の品質確保  
近年の取組事項を反映  
○設計段階から施工者が  
関与する方式(ECI方式)

法改正に基づき改正  
○適正な額の請負代金及び  
適正な工期等を定める  
下請契約を締結

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年三月三十一日法律第十八号、最終改正：令和元年六月一日法律第三五号）（抄）

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。